

第 202400233957 号  
防起第 1799 号 - 1  
発境防第 1768 号  
令和 6 年 1 月 25 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）  
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望  
について（通知）

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

#### 記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。